

令和8年度愛媛県「造血幹細胞移植普及推進月間」実施要綱

1. 名 称

造血幹細胞移植普及推進月間

2. 趣 旨

造血幹細胞移植は、白血病等の血液疾患に対する有効な治療法であり、「患者」と「医療機関」だけでは成立せず、任意・善意の下での「ドナー」があつて初めて成り立つものである。

このため、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づき、造血幹細胞移植の推進を図るための骨髄バンク事業及び公的さい帯血バンク事業が実施されているところである。

骨髄バンク事業においては、近年、ドナー登録者数は、増加傾向にあるものの、最も多い年齢層は40代となっており、今後更に人口の減少に併せてドナー登録者数の減少が危惧されている。また、ドナー候補者として選ばれても、ドナーの都合がつかない、ドナーに連絡がとれない、ドナーの家族の同意が得られない等の理由により、骨髄・末梢血幹細胞の提供につながらない事例が相当数存在している。

また、近年、臍帯血移植の実施件数が骨髄・末梢血幹細胞移植の実施件数を上回り、需要が高まっているが、出生数も減少しているなか、細胞数が多く、移植に使われやすい臍帯血を確保するために、引き続き多くの妊婦から協力を得る必要がある。

そこで、各バンク事業の進展のためには、造血幹細胞移植に対する県民の理解を深め、善意のドナーの登録や臍帯血の提供を促進するとともに、骨髄・末梢血幹細胞、臍帯血を提供しやすい環境をつくることで、一人でも多くの患者が円滑かつ適切に造血幹細胞移植を受けることができるようにすることが緊要である。

また、地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する県民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとされているところである。

このため、10月を従来の「骨髄バンク推進月間」から「造血幹細胞移植普及推進月間」に改め、広く県民に対して造血幹細胞移植に対する深い関心と正しい理解を得るとともに、県民がドナー登録や臍帯血提供の必要性の認知拡大につながるよう、期間中、造血幹細胞移植対策の推進のための広報・啓発活動など種々の取組を集中的に実施するものとする。

3. 実施期間

令和8年10月1日から同月31日までの1か月間

4. 実施機関

主催 愛媛県

共催 愛媛県骨髄バンク推進協議会

5. 重点事項

- (1) ドナーが骨髄等を提供しやすい環境づくりを推進するため、白血病等の血液疾患に対する有効な治療法である造血幹細胞移植について、県民の関心と理解を深めるための普及啓発を図る。
- (2) 骨髄バンク事業における善意の意義と当該事業の役割について普及啓発を図るとともに、多くの県民（特に若年層）が骨髄等の提供についての理解とドナー登録への協力を呼び掛ける。
- (3) 公的さい帯血バンク事業における善意の意義と当該事業の役割について普及啓発を図るとともに、多くの妊婦の臍帯血提供につながるよう、臍帯血バンク事業への理解と提供への協力を呼び掛ける。

6. 実施方法

本月間の実施に当たっては、広く地域住民の関心と協力が得られるよう、主に次の事項を参考に関係機関及び関係団体の協力を得て、効果的な取組を実施する。

- (1) ポスター、パンフレット等の配布
- (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得た広報
- (3) 県及び市町の広報誌、関係機関及び関係団体等の機関誌、有線放送、インターネット等の活用による広報
- (4) 講演会、シンポジウム、県民大会等の開催
- (5) 骨髄バンクドナー登録会（献血併行型等）の開催

7. その他

- (1) 愛媛県骨髄バンク推進協議会を活用し関係者の一層の連携を図ること。
- (2) 若年層や妊婦向けの雑誌、ラジオ番組、インターネットやSNS等の様々な広報媒体を用いて、若年層や妊婦の目に触れる機会を増やす等、若年層や妊婦に対する広報活動にも留意すること。